

### 第3回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和3年9月28日（火）16:00～18:30

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、  
中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

【オブザーバー】日本銀行

【事務局】総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、  
村本専門官、上田専門官ほか

4 議 題

- (1) 産業分類改定に当たっての論点等について
- (2) 一般原則について
- (3) 「無店舗小売業」及び「管理補助的経済活動を行う事業所」について
- (4) 国際分類の改定状況等について
- (5) 今後の審議スケジュールについて
- (6) その他

5 議事概要

(1) 議題1 産業分類改定に当たっての論点等について

事務局から資料1等について説明が行われた後、質疑応答が行われた。

主な質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 資料1-2は、このような調査研究と同様に原材料が大きく異なる物をどうグルーピングするかということを経験的に今後検討するということなのか。検討する項目を見つけるためにこういう方法を使いますということなのか。資料1-2は、今後の進め方との関連でどのように活用していくのかを確認したい。
  - ← あくまでも一つの考え方として示したものであり、参考的なものである。資料1-2のような方法で取り組むこともできるが、必要となるデータの有無によりすべてがこのようなになるとは限らないと考えるので、あくまでも検討の一例として示したものである。
- これは良い方法と思うが、データが十分でない場合があるというのが難点だと思う。「○○用」となっているからすべて需要サイドの記載というわけでもないし、「○○用」とあっても生産技術の観点からの分類もあるので、どういう品目を検討するのかを探っていく必要があると思うが、今後、どういう方法で探索していくのかは別途議論するということか。
  - ← その点は、別途関係省庁と議論していく必要があると考えている。主要な分野としては製造業、卸売業が関係すると思うが、関係する省庁とどのような検討の方向性があるかを議論する必要があると考えている。
- 資料1-2は、クラスター分析で分類を決めてしまうように見えるが、そうではないの

か。

- 宗教用具製造業の例をみると、インプットに着目して、インプットとして木材を使っているものと金属を使っているものとの二つに分けられるであろうということであり、統計的な有意性をみる方法を使っている訳ではない。
- このようなことをクラスター分析で取り組んでもいいかなと思ったりする。意外なものを見つけるという意味で良いのではないかと思うので、これはこれで面白いと思う。
- 投入調査があるところではかまだできないということ、あと、充実したデータ、統計的な分析に応えられるほどのデータがあるかどうか心配であるが、いろいろな方法を捉えていくことができるという可能性はあると思う。あまりハードルが高いと事務局が困るのだろうけど、いろいろな方法が考えられる。
- 本来このような投入があることを技術的に調べたものと統計的にやったものを見比べて、どうなっているかを見てみると良い。どちらかを使うとなると統計的なものの優先順位は低いのだけれど、これまでに盲点的だったことが見えてくるのではないか。
  - ← 実際に投入調査を行うとなるとデータの有無も大きな要素になると思うし、また実際に調査すると、場合によっては外注しなければならないという問題も出てくるが、そうすると予算の問題もあるので、すぐに要望どおりの対応ができるかどうか、ここでは確答できない。
- このような調査検討は、可能な限り取り組んで欲しいと思っている。
- これから各省庁により様々な改定案が紹介されると思うが、その際にこのような検討も視野に入れて見直しの作業を進めて欲しい。
- 一度分類が決まると、固定的になり、新しいアイデアがなかなか出てこないのも、統計的なものも悪くないかなと思った。一旦分類を決めてしまうと、海外の事例を見るくらいしか新しいアイデアは出てこないことが多い。その結果、昭和30年代の分類が残っているような感じになっている。そういう意味で、このような統計的な方法も新しいアイデアを得る方法としてはあるのかなと思う。また、それに対応したデータがあるかどうかだが、経済構造実態調査も投入状況を調査しているので活用できるのではないか。
  - ← 経済構造実態調査は、主要な費用項目ではあるが、投入を調査している。
- 新しい情報というか、こういう情報があるからこのように活用できるのではないかというアイデアが出てくるかもしれないので、情報の提供についてはよろしく願いたい。
- なぜ需要側がダメで供給側が良いと言っているかということ、需要側の分類では産業移動が多いことがあるからである。

例えば、自動車部品と金属製品の中分類を超えた移動が結構多い。二つのものを作って、その比率が少し変わっただけで毎年産業移動が起こることが問題である。単純に産業格付けがどう変わっているかを見るだけで、どこに問題が生じているかが分かると思う。

毎年（経済センサスであれば5年ごと）の産業格付けをパネル化し、産業移動がどれくらい起きているかをチェックするだけで、その部門において需要サイドで様々なものが決められていて混在していることが分かる。また、名称だけからではなく、それを明らかにできるので、そういう視点は重要だと思う。
- それは事業所ごと、企業ごとに格付けがどのように移動しているかを見るということか。
- 例えば、製造業であれば、機械系の中分類をみると毎年10パーセント前後が移動してい

ることがある。細分類レベルではものすごく移動していて、相互に移動している。なぜそういうことが起きるかという、二つの産業に似たようなものが共通しているので行ったり来たりする。そうするとそれは産業構造の変化ではなくて、単にわずかなプロダクトミックスの違いで産業構造が変わっていると見えることが問題である。そういうことが需要サイドで定める問題の視点だと思うので重要だと思う。

- このようなデータはすぐに提供してもらえるか。
  - ← 先生方の考え方を共有することはできるが、データの取得は予算面での制約が多くなると思う。
- 資料1-1の「検討に当たっての留意事項等」の「量的基準」はどのように使われるのか。
- これは新たに小分類を立てる際の基準のことであって、大きな問題や方針ということではない。
- それは、今までの「量的基準」をそのまま適用するということか。量的基準自体を見直すことは考えていないのか。量的基準自体は、古い産業だと細かくて、小さいものが立っている一方で、サービスのような新しいものが立たないという問題があるし、生産してなくても需要があるものが消えていくような問題もあり、量的基準がどうあるべきかを議論しても良いのではないか。今までどおりで良いのかという疑問もある。
- 重要な問題なのかもしれないということか。
- アメリカの話だが、NAICSの前身のSICは、量的基準があったためにおかしくなったと書いている人もいた。量的基準のために過去に支配され、新しい分類の導入に際して、現実の産業構造を正確に反映した分類体系にすることが相当難しくなったと書いた人もいたと記憶している。
- 量的基準に縛られると、そのような問題が生じるということであれば、当面は、今の基準（量的基準）で考えて、今後、今のままではおかしいという具体的な問題が出てきたら、フレキシブルに量的基準を改定する余地は残しておきたい。
- 産業分類改定案の検討に当たっては、原案どおり、「生産技術の類似性」ということを基本的な基準として見直しを行っていきたい。それから各府省は、担当する分野について、これまでの産業分類を「生産技術の類似性」という観点から再検討を行っていただきたい。中でも、「製造業」、「卸売業、小売業」を担当する経済産業省は、何か問題が生じた場合には総務省とよく相談をしながら、検討を進めてもらいたい。

## (2) 議題2 一般原則について

事務局から資料2等に基づく説明が行われた後、質疑応答が行われた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「サービスの対象」が「サービスの提供先」ということであれば、サービスの提供先で分ける、あるいはサービスが取り扱っている商品で分けるという考え方は、完全に生産物分類のコンセプトと一緒にしている。

産業分類の場合、サービスの提供先が異なっていたとしても、そのサービスが完全に同質なものであれば、提供先の違いのみによって分類を分けるべきではない。サービスの提供先の違いによって異なる産業を設定できるのは、提供先が違うことにより、用途であっ

たり、提供されるサービスの種類も異なっていると解釈できる場合である。同様の話として、取り扱う商品が異なっているケースについても、むしろ取り扱う商品の違いに応じてサービスの種類、用途、設備なども異なっているものと解釈できる。

そういう意味で、サービスの提供先とか取り扱われる商品というのは、例えば、別添資料の修正素案の1において(1)、(2)、(3)とあるが、(1)と(2)の記述内容により、サービスの提供先あるいはサービスが取り扱っている商品等で分けなければいけないケースをすべてカバーできるのではないかと思うので、(3)は削除しても大丈夫だと思う。削除の主旨は、(3)のような記述を認めないというよりは、むしろ重複しているというか、こういう基準で分けるということは生産される財または提供されるサービスの種類で分けることによりカバーできるし、設備、技術が違うからという説明ができると思うので、不要であると考えます。

- 「原材料の種類及び性質」という言葉が出てくるが、「原材料の種類」は分かるが、「原材料の性質」とは何だろうかという疑問が湧く。
- 修正案としては、案の2の(2)の後半を削除した少しリバイスしたものをイメージしていた。そのときに、I S I Cもそういう感じであったが、ただ単に並記するだけではなくて、(1)を重視するのだが、そうとばかり言えないので、(2)の場合もあるという文章を付帯的に付けることも検討してはどうか。
  - ← 「サービスの対象及び取り扱われるもの(商品など)の種類」が第9回改定においてどういう理由で加えられたかが不明であるため、関係資料から事務局が推定して記載している。記載の理由等が必ずしも明確ではない状況で削除するのは如何か。
- 逆に言うと、(1)、(2)、(3)とあって、他の条件ではどうしても説明できないけれども、サービスの提供先、サービスで取り扱われる商品でしか説明できないような分類があるのかどうか、それがなければ削除してもいいし、あるのであれば、それが本当にあるべきかどうかを検討すればいいのではないか。
  - ← サービスの提供先と理解してJ S I Cの内容から整理したものが本日の資料として示した内容である。また、サービスで取り扱うものについても「卸売業、小売業」を中心に整理したものであるが、J S I Cではここに記述した内容以上の整理ができなかった。
  - ← J S I Cには、対事業所サービス、対個人サービスを主な対象とする分類が設定されていて、特に事務代行とかいろいろ雑多なものが対事業サービスの対象になっている。そのようなものをどう表現するかという観点から、サービスの提供先が記載されたのではないかと推測している。
- それがまさにサービスの種類が違うという観点から解釈できるのではないかということであって、わざわざそれを記載する必要はないのではないかと思う。
- 今は順番を先に書いていることをもって勝手に優先度が高いのではないかと考えているが、そうではなくて、I S I Cのように明記するということがか。
  - ← 優先度をどのように表現するかについて、I S I Cの場合には一般原則自体に経緯も書き込んだ説明文となっているが、他方でJ S I Cの場合には法律にもあるような結論のみの記載になっている。コンメンタールの事項をどのように書き込むかが問題になるかと思う。また、原則を掲げた上で、それに従えない場合があることを一般原則の

記載部分に書き込むことは難しいと解釈し、資料の「5.」の文を一般原則そのものではない部分に追記できればと考えて用意したものである。

- どう表現するかという表現の仕方の問題であり、考えていることは同じということか。
- 修正素案の1～4について「統計の継続性」という観点から現行のJ S I Cを見ながら考えると、小分けになっている3番目の案が見やすかったが、その構成をみると、(1)は「技術等」に因るとしており、分類は技術よりも優先されるという意味で適当と考えるが、(2)と(3)は、優先順位が混在している状況にあると思われ、分かり難い。
- I S I Cの考え方を踏まえたということから4番の案が良いと思ったが、(1)と(2)において「サービスの提供に必要な」と「サービスの提供に伴う」と書き分けるのは変だし、(3)におけるサービスの用途又は機能では提供先の違いとか、取り扱われる商品の違いが含まれると思われるので、違うのかなと思っている。また、(4)については「サービスで取り扱われる」という言葉が入っているが、(4)の「サービスで取り扱われる商品等の種類」とはどういうことか。これは要らないのではないか。
  - ← 現行の基準の(3)の後半部分「サービスの対象及び取り扱われるものの種類」の解釈から作成した案である。具体的な例としては、「卸売業・小売業」における各種の商品とか、「不動産・物品賃貸業」で分類されている物品などを想定している。修理についても修理の対象ということであれば、自動車修理業、機械修理業もサービスで取扱われる商品等に入ると考えた。
- 修正素案の2番の案をベースに改定していく方向が良いのではないか。できれば、I S I Cの基準のように、より細かいところはなるべく生産技術によって分類し、より粗いところは需要とか用途によって分類するというようなざっくりした基準としても良いのではないか。それを書くかどうかは、どれくらい生産技術の観点から改定するかということにも因るので、その議論の進み具合を見極めながら、基準の優先順位を書き加えるかは同時並行的に議論するのが良いのではないか。
- ここで考えても、具体的な例を扱うと適当ではないという事例が出てくるような気がするので、同時並行で検討することが必要になってくるのではないか。
- 修正案でイメージしているのは生産関数だと思うので、生産関数の労働、原材料、設備が入った修正案のNo. 2の(1)の表現が分かりやすいと思う。
- 案としては2番目の案が良いのではないかと思うが、文章的にみると「財の生産」と「生産される財」とが混在していて日本語として分かり難い。また、現行の基本原則に紛れはないが、修正案には「又は」の係り具合が分かり難く、さらに、文書が長くなるとさらに紛れるのではないかと危惧される。
- 確かに、現行の基本原則の文章はそれなりに考えられたものなので、これを変えるといろいろと問題が出てくるのではないかと思い、怖いのだが、いろいろな概念を整理することは必要なことと思うので、これを機に誤解を招かないしっかりとした文案を作りたい。
- これまで「サービス提供の方法」という言葉が使われているが、今、様々な方法で同じサービスが提供されている。例えば「大学の授業」というサービスを対面で提供したり、オンラインで提供したりする実態があるので、語弊を招きかねないのではないか。
- 本日もいただいた意見を踏まえて新たな案を作成し、提案をしていきたいので、意見をいただきたい。

- 一般原則の「第2項」に「事業所の定義」についての説明があるが、(1)においては「一定の場所すなわち一区画を占める」とあるが、(2)においては「一構内」という言葉が出てきて、そのすぐ後ではまた「一区画」というワーディングになっているが、「一構内」と「一区画」とはどう違うのか、「一構内」とは何かを検討すべきではないか。
- 海外の産業分類の分類単位を見ると、I S I Cでは事業所や企業が含まれていて、N A C Eでは生産単位という言葉が使われているのに対し、J S I Cでは事業所一辺倒である。日本でも経済構造実態調査などでは企業ベースの調査になっているので、J S I Cで、事業所一辺倒でいいののかの検討を行うべきではないか。
- 本日はいただいた意見は、事務局と相談して検討したい。こういう方向性で次の機会に新たな提案をしていただくということで良いか。
- ← そのとおりで構わない。引き続き相談させていただきたい。

(3) 議題3 「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」について  
事務局から資料3等に基づく説明が行われた後、質疑応答が行われた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「無店舗小売業」については、確かに経済センサスの調査等でオンラインの比率の項目があるし、また何を売っているかも調査票の裏面で調べている。小売業ということが分かれば、どういう販売形態で、何を売っているということは分かるので、このままで支障はないし、廃止しても支障がないという話になる。しかし、それでは産業分類とは何なのか、小売業の細かい分類はなぜ必要なのかということにもなる。  
生産物分類が策定されたので、何を売っているかはそれで分かる。小売業とか卸売業も含めてだが、商業における産業分類はどうあるべきかという課題と密接に関係してくるので、「無店舗小売業」だけをどうするかというよりは、他の商業分類をどうするのかという観点と併せて考えることが必要ではないかと思う。
- 「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、資料の照会事項に対する回答をみると、ホテルの営業所は、売り上げが入っているので「他に分類されない事業サービス業」に分類されるという結論になっているが、この「売り上げ」が何かにもよるが、もしも宿泊の申し込みがあってその売り上げがここに立てられていたという話であれば、ホテルの売り上げであるにも関わらず、「他に分類されない事業サービス業」の売り上げに立てられていたということになってしまうのか、一方、ホテルの側としてはホテルの事業所はどうなっているのかという点と関係があり、この資料3の記述は、「管理、補助的経済活動を行う事業所」に関する記述も考えていくべき点と読めた。  
また、J S I Cにおける「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、I S I CやN A I C S等の国際分類との違いもあり、どうすれば正しく把握できるのかという観点からすると、これでいいということにはならないということではないか。
- インターネット比率については、インターネット販売が珍しい頃にはそれを把握するのに価値がある情報であったが、今ではインターネット販売はすべての事業者が普通に活用するようになって、しかもそれを分けるのが非常に難しく、できれば調査事項から落としたいという課題がある。このように、調査事項が未来永劫に残るとは限らないということを考えておいた方が良いのかなと思う。

- 「無店舗販売」は、元々通販を把握するために追加されたと理解している。そもそも店舗があれば「有店舗」、店舗がなければ「無店舗」として分ける方法に意味はなくて、むしろ「通販」だけの産業にしておいて、これだけを残していつそのこと国際基準に合わせて無くすということも考えられるのではないか。
- 事務局の説明では、実査上の問題が無いとのことだったので安心してしたが。
- その点については、例えば、B to Bを把握する調査事項などがあつたが、把握が難しいので止めようという話もあつたりしたので、その辺りは経済構造統計調査担当の部署に聞いておいた方が良いのではないか。
  - ← 実査上の問題のところでも2つの話が交錯しているので整理したい。
 

菅構成員の指摘は、「小売」に占めるインターネット販売の割合についてであつて、事務局の説明は、格付け上、無店舗小売業に格付ける過程で問題が生じているかという観点からは問題はないということであつた。

したがって、インターネット販売に限らず、カタログ販売等の「通販」はあると思うが、それらに格付けする時に問題が生じているかという問題は生じてなくて、かつ、インターネットの比重が大きくなっているということ踏まえても問題は生じていない。ただし、実際にその割合を聞く調査は難しくなっているということである。
- 「無店舗小売業」とは、売り場がない事業所を指し、通販の売り上げの割合が一番多いが、店舗販売が少しでもあると入らないという理解の下で、I S I Cの方向性も考えると、将来的には徐々に無くしてもよいと思う。他方、実際には、通販でしか売っていない会社もあり、例えば化粧品のようにインターネットや電話でしか売っておらず、店舗では購入できない物もある。このような無店舗小売業が増えている現状も考慮すると、調査上、特に混乱なく統計データを取得できるのであれば、今のところはそれを残しても良いのではないかと思う。
  - ← 「無店舗小売業」については、先ほど事務局から格付け上問題がないことが説明された。
 

実査上の話ではあるが、経済構造実態調査、経済センサスを含めて、小売業に関しては、インターネット販売の割合の数値を把握することができる。しかし、全産業においてどれくらいの割合で電子商取引を行っているかについて、事業者が数字を記入することは負担になっている。すべての事業所からB to Cの数値を把握するのは難しいというのが実際の話である。

また、政策上の問題としては、先日（9/27）、通販の割合が2020年度には10兆円を超えてさらに増加傾向にあるという記事が新聞記事に出たが、インターネットのモールを利用した購入者が多かったということである。コロナ渦におけるこのような非接触、非対面というビジネス形態が注目されている状況にあり、現時点で政策部局に未確認なので明確には結論は出せないが、政策的な観点から残していただくとありがたい。できれば、今後、検討を行う「卸売業・小売業」の検討の回で確定させていただきたいと考えている。
- 政策的には重要であるということか。
  - ← そのとおりである。
- 「無店舗小売業」については、実査上特に問題がなく、政策的にも重要であるということなので、今すぐ無くすのではなく、継続する方向で進めたい。また、「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、簡単に結論付けることはできないと思うので、引き続

き検討を行うこととしたい。

(4) 議題4 国際分類の改定状況等について

事務局から現在の国際標準産業分類の改定に向けた状況に関する説明が行われ、座長から、引き続き情報収集を行うことが要請された。

(5) 議題5 今後の審議スケジュールについて

事務局から資料5に基づく説明が行われ、第4回検討チームは11月9日(火)に開催すること、また、令和4年10月までに一通りの検討を終え、それ以降には検討事項とされた個別課題等の整理を行った上で、引き続き検討を行う審議スケジュールの案が了承された。

(6) 議題6 その他

事務局から次の発言があった。

本日の検討チーム全体を通しての意見、質問については、10月4日(月)16:00までに事務局にメールで提出すること。

また、次回の検討チームは、11月9日(火)16:00~18:00に開催する。

最後に、本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)